

広島県告示第千三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十二月六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲千代田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町本地字峠ヶ原一六八番五七地先から 山県郡北広島町本地字三ツ賀一〇三四番二地先まで	一六・五〇〇〃八 七・五〇	三・五〇〇〃三 九・〇〇	一、四〇三・〇〇	一、二八三・〇〇	
	一六・五〇〇〃八 七・五〇	一六・五〇〇〃八 七・五〇			
	一、二八三・〇〇				ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、三九八・五〇メートル